

大分大学理工学部専門委員会細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第16号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部教授会規程（平成29年理工学部規程第3号）第4条第2項の規定により、同条第1項に規定する専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(専門委員会)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる会議又は委員会（以下「会議等」という。）とする。

- (1) 大分大学理工学部企画運営会議
- (2) 大分大学理工学部教務委員会
- (3) 大分大学理工学部学生生活委員会
- (4) 大分大学理工学部研究委員会
- (5) 大分大学理工学部入試委員会
- (6) 大分大学理工学部学術情報・広報委員会
- (7) 大分大学理工学部基盤技術支援センター運営委員会

(構成員の特例)

第3条 前項に規定する会議等の議長又は委員長は、必要と認める教授会構成員を当該会議等の審議に加えることができる。

(教授会等構成員への報告)

第4条 会議等が議決を行ったときは、速やかに教授会又は研究科委員会構成員に対し、その審議の経過及び結果について報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部細則第15号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。